

◎新潟県告示第412号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和60年4月新潟県告示第1334号）の一部を次のとおり改正し、令和3年4月1日から実施した。

令和3年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
3 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。） 公金の収納の事務を取り扱う店舗		3 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。） 公金の収納の事務を取り扱う店舗	
名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置	名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置
(略)	(略)	(略)	(略)
横浜幸銀信用組合 新潟支店	新潟市	横浜幸銀信用組合 新潟支店	新潟市
新潟県労働金庫の県内全店舗	〃	新潟県労働金庫の県内全店舗	〃
新潟県信用農業協同組合連合会 本店	〃	新潟県信用農業協同組合連合会 本店	〃
<u>東日本信用漁業協同組合連合会 新潟支店</u>	〃	<u>新潟県信用漁業協同組合連合会 本店</u>	〃
(略)	(略)	(略)	(略)